

見直し

在宅就業マッチング支援等事業

目的

令和元年度予算額 40,000千円	→	令和2年度予算案 40,000千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 0千円
----------------------	---	--------------------------------------	---------------

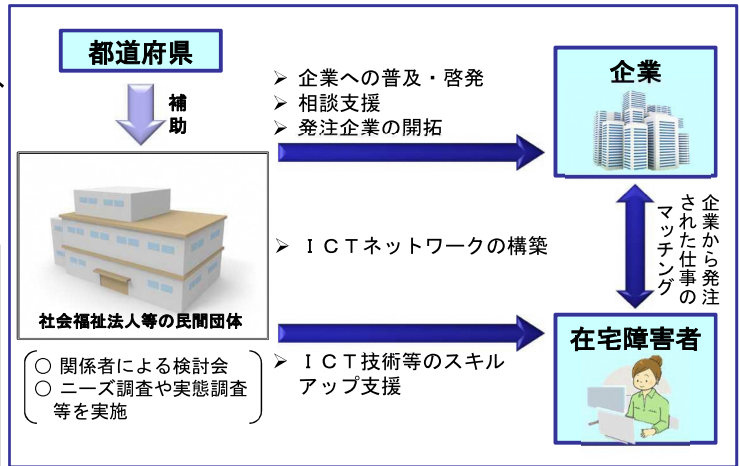
仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援する。

実施主体・負担割合等

○実施主体：都道府県 ○補助事業者：社会福祉法人等の民間団体 ○負担割合：国1/2、都道府県1/2

事業概要

- 地域の実情に応じたモデル事業の実施を通じて、在宅就業のニーズの確認や一定の成果を得ることができた。
- 今後は、これらの取組が全国的に広く実施されるよう、特別事業から基本事業に変更する。
- 都道府県においては、地域の実情に応じて、以下の取組を選択して実施することにより、在宅就業を推進していく。
 - ・ 在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援
 - ・ 在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進などの企業への普及・啓発
 - ・ 発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援
 - ・ 在宅障害者と企業から発注された仕事の効率的なマッチング体制の構築
 - ・ 在宅就業の障害者が受注した仕事を支援する体制の構築
 - ・ 企業と在宅就業の障害者をつなぐICTネットワークの構築

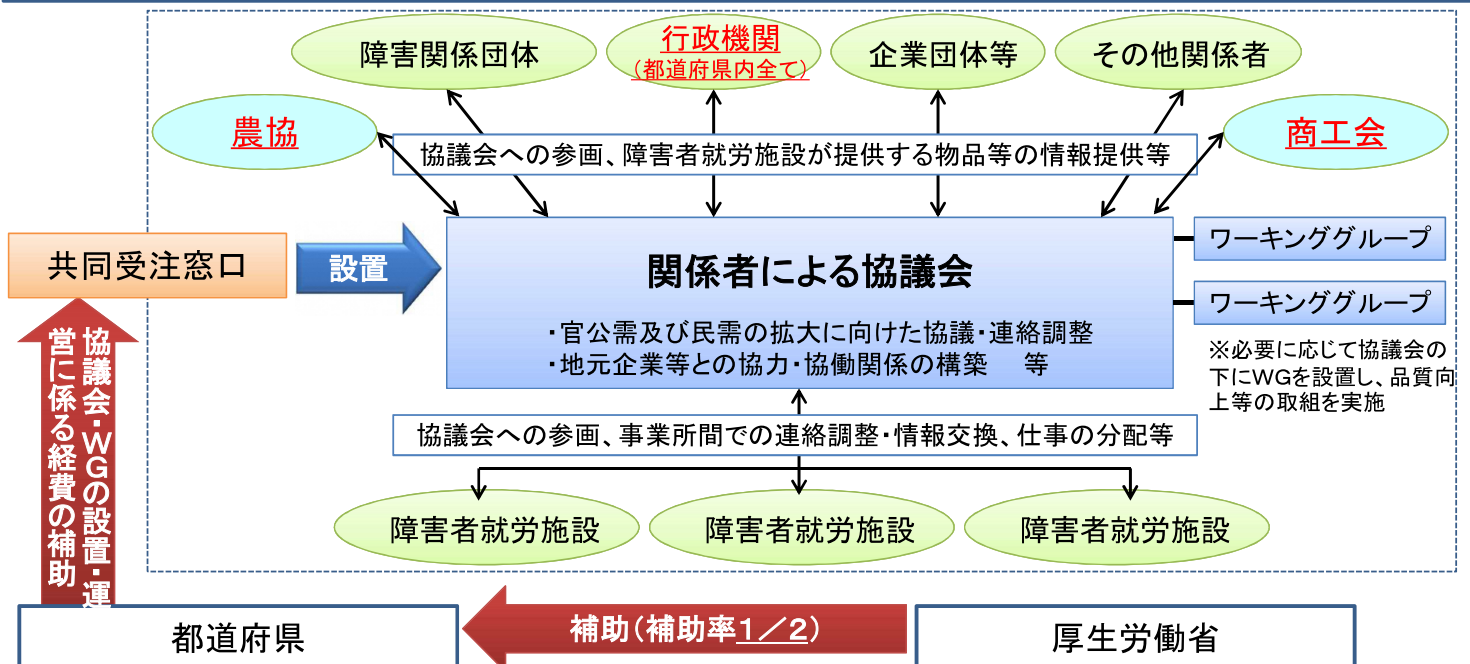


見直し

共同受注窓口の機能強化事業

令和元年度予算額 24,442千円	→	令和2年度予算案 52,217千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 +27,775千円
----------------------	---	--------------------------------------	---------------------

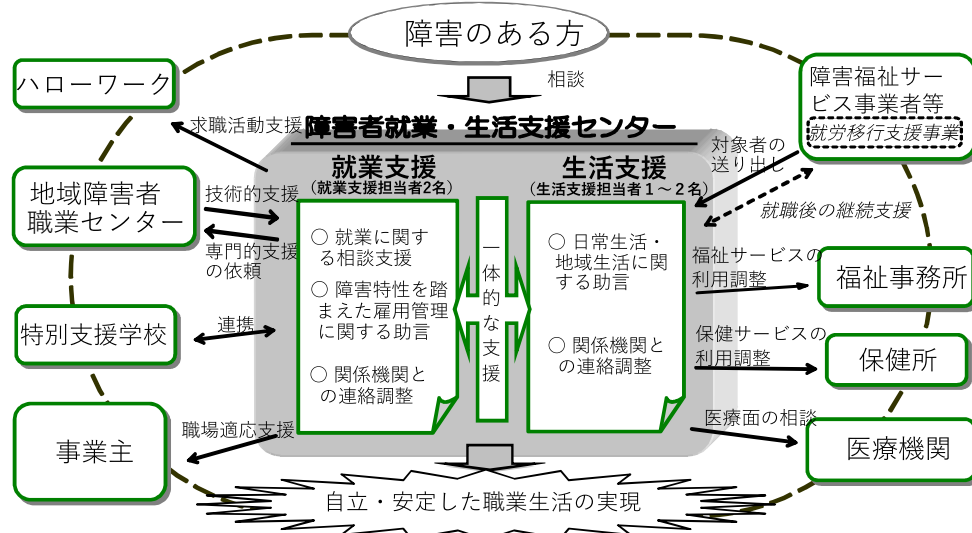
- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。
- **併せて、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うこととする。**



障害者就業・生活支援センター事業

令和元年度予算 789,260千円 → 令和2年度予算案 760,573千円 差引増▲減額 ▲28,687千円
(地域生活支援促進事業)

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数（登録者数）は188,440人（平成30年度末）となっており、単純計算すると1センターあたり約564人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※平成31年4月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※平成30年度末	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※H30.4~H31.3	職場定着率 (就職後1年経過時点)
334箇所	188,440人	1,373,901件	446,709件	17,925件	79.7%

就労移行等連携調整事業

令和元年度予算 21,191千円 → 令和2年度予算案 20,827千円 差引増▲減額 ▲364千円
(地域生活支援促進事業)

【要求要旨】

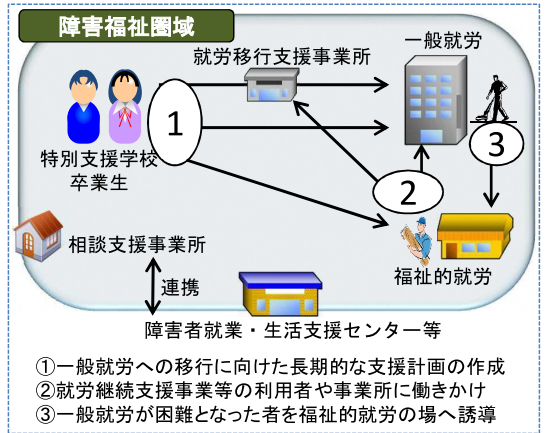
- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

1 事業概要

特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体：都道府県

3 補助率：1/2



【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

令和元年度予算額 269,310千円	→	令和2年度予算案 279,310千円	差引増▲減額 +10,000千円
(地域生活支援促進事業)			

実施主体

都道府県
※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

○農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業【拡充】

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。**(2020オリンピック・パラリンピック東京大会に合わせて、ブロック単位でも開催できるよう拡充)**

○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>



農福連携等推進事業

事業目的

農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農作業の枠を越えて、林業や水産業等といった地域に根ざした1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック（事例集・マニュアル）を作成するとともに関係者による農福連携等推進協議会を開催することにより、横展開を図る。

令和元年度予算額 0千円	→	令和2年度予算案 52,000千円	差引増▲減額 +52,000千円
(保健福祉調査委託費)			

実施主体

民間団体等への委託

事業内容

①「林福」、「水福」等に取り組んでいる事例の把握・収集

②「林福」「水福」等の課題の把握・分析を行い、解決策を検討し、取組方法を検討

③検討結果を踏まえて、モデル事業を実施

④事例集とマニュアル入れ込んだ農福連携等ガイドブックを作成

⑤農福連携等推進協議会を開催（事例の発表・ガイドブックの紹介等）

農福連携等への意識を醸成

林業や水産業などへの
拡がり



工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業の概要

令和元年度予算額 11,741千円	→	令和2年度予算案 10,567千円 (保健福祉調査委託費)	差引増▲減額 ▲1,174千円
----------------------	---	-------------------------------------	--------------------

事業目的

都道府県域を越えた工賃倍増等へ取組実績がある法人が、全国の工賃等向上の実事例を収集し整理するとともに、全国展開を図るために、こうした事例を用いた経営改善支援を工賃向上計画支援等事業の基本事業とも連携して実施することで、工賃等の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を全国レベルで支援する事業をモデル的に実施する。

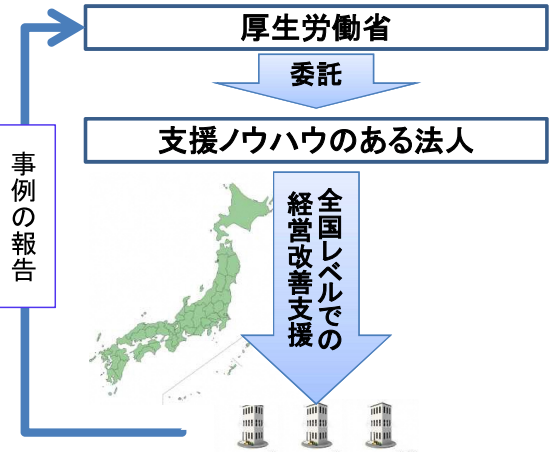
実施主体

○社会福祉法人、NPO法人、民法法人等

事業内容

- 全国レベルでの工賃等の一層の向上を目指すため、以下の事業を実施する。
- ① 受託法人として支援を実施した結果、工賃倍増等につながっている実事例の整理
 - ② 実事例について、全国レベルでの周知・展開
 - ③ 工賃向上計画支援等事業の基本事業とも連携した全国レベルでの経営改善等支援の実施
 - ④ 経営改善等支援を実施した結果、工賃倍増等につながった事例の国への報告

<事業のスキーム>



【新規】雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

○雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業（仮称） ※地域生活支援事業（任意事業）

1 事業目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業内容等

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。

- ※ 支援対象として想定している重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 本事業の開始に当たっては、雇用施策との連携について十分な準備期間等を設けることを検討。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案することを想定。

3 実施主体

市町村

4 補助率

国 50/100以内、都道府県 25/100以内

各 都道府県 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」に関する意向確認について

平素より、障害保健福祉行政に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和2年度予算案において、地域生活支援事業における市町村任意事業として、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を新たに盛り込んでいるところですが、概要については、現時点の案となりますが、別紙1を確認ください。

つきましては、令和2年度予算が成立した場合における当該事業に関する意向について、別紙2により、管内市区町村に確認の上、回答いただきますようお願いいたします。

なお、当該事業の詳細について、今後開催予定の全国障害保健福祉関係主管課長会議等において説明予定であることを申し添えます。

その他、ご不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

1 回答内容

「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」に関する意向別紙2において、市区町村毎に回答ください。

問 下記区分で該当する欄に「○」を記載ください。

- ① 当該事業を実施予定
- ② 当該事業の実施に向けて検討予定
- ③ 当該事業の実施の可否について検討予定
- ④ 当該事業の実施について検討予定はない

2 回答期限

令和2年2月25日(火)

(案)

(別記1-11)

市町村任意事業実施要領

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合は、市町村必須事業のほか、その判断により、この実施要領において定める障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。

3 就業・就労支援に関する事業

(3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

ア 目的

重度障害者等(ウ(イ)に掲げる者をいう。以下同じ。)に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施する。

イ 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)

ウ 事業内容

(ア) 支援内容

企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合において、市町村等が必要と認めるときに重度障害者等の通勤や職場等における支援を行う。

(イ) 対象者

本事業の対象者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている者であって、原則当該市町村等に居住地を有し、次のいずれかに該当するものとする。

a 民間企業(障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。)に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの
※ 原則、就業場所は問わない。

※ 週所定労働時間10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とすることができる。

※ 就労継続支援A型事業所の利用者を除く。

b 自営業者等(「(イ) aの対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のものをいう。')であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市町村等が認めたもの

※ 原則、就業場所は問わない。

※ 自営業者等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の者を対象とすることを基本とする。

(ウ) 支援対象範囲

(イ) aの対象者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。)であって、今後改正され令和2年10月1日から施行予定である、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金(障害者介助助成金又は重度障害者等通勤対策助成金)を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分(時間)とする。

(イ) bの対象者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援の部分(時間)とする。

(エ) 支援を提供する者

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を行う障害福祉サービス事業者(以下「重度訪問介護等サービス事業者」という。)であって、支援を提供するに相応しい者として市町村等が認めたものとする。

(オ) 支援方法

当該民間企業及び関係者が作成する支援計画書を伴った本事業の利用申請に基づき、市町村等において、(ウ)の支援対象について、当該対象者が重度訪問介護等サービス事業者から重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを受けることを基本としつつ、障害者雇用納付金に基づく助成金の活用状況、障害者本人の状況、民間企業の企業規模等を勘案した上で、支援の必要性や方法を判断することとする。

(カ) 費用単位等

重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを受けることを支援する場合、その費用については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の所定単位数に地域単価を乗じて算出した額を基本とする。

また、障害者本人の負担については、市町村等の判断によるものとする。

エ 留意事項

ウ(イ) aに掲げる者に対する支援に当たっては、民間企業及び関係者(市町村等、障害者本人、重度訪問介護等サービス事業者、障害者雇用納付金制度に基づく助成金に係る業務を行う独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構その他地域の関係者)が、適宜連携をして事業を実施することとする。

また、上記のほか、支援計画書の作成方法その他本事業の実施に当たって必要な事項については、別途通知する。

1. 障害者介助等助成金（拡充案）

	助成金名	対象者	助成率	限度額	支給期間（上限）
拡充	重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（仮称） ○対象障害者（重度訪問介護サービス、同行援護及び行動援護の利用者に限る。）の業務遂行のために必要な職場介助者（重度訪問介護サービス、同行援護又は行動援護の提供事業者に限る。）の委嘱	・重度訪問介護サービスの利用者 ・同行援護の利用者 ・行動援護の利用者 ※上記について、障害者雇用率制度上の対象障害者の範囲であること。	4/5 (中小事業主は9/10)	・対象障害者1人につき、月13.3万円まで（中小事業主は、月15万円まで）	開始から年度末まで

※ 現行の助成金メニュー（職場介助者の配置・委嘱、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱、障害者窓口担当者の配置）は現状維持。

2. 重度障害者等通勤対策助成金（拡充案）

	助成金名	対象者	助成率	限度額	支給期間（上限）
拡充	重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（仮称） ○対象障害者（重度訪問介護サービス、同行援護及び行動援護の利用者に限る。）の通勤を容易にするために援助する通勤援助者（重度訪問介護サービス、同行援護又は行動援護の提供事業者に限る。）の委嘱	・重度訪問介護サービスの利用者 ・同行援護の利用者 ・行動援護の利用者 ※上記について、障害者雇用率制度上の対象障害者の範囲であること。	4/5 (中小事業主は9/10)	・対象障害者1人につき、月7.4万円まで（中小事業主は、月8.4万円まで）	3月間（～年度末）

※ 現行の助成金メニュー（住宅・駐車場の賃借、指導員の配置、住宅手当の支払、通勤用バスの購入、通勤用バス運転従事者の委嘱、通勤援助者の委嘱、通勤用自動車の購入）は現状維持。

納付金制度に基づく障害者雇用関係助成金

第95回労働政策審議会障害者雇用分科会（令和2年2月14日）資料5
平成30年度支給実績：7.3億円（5,079件）

障害者が作業を容易に行えるような施設の設置等を行った場合の助成措置

＜平成30年度支給実績：0.5億円（87件）＞

○ 障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行えるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う事業主に対して、費用の2/3を助成（上限額：障害者1人につき450万円（作業施設の場合）等）

○ 障害者福祉施設設置等助成金

障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の設置・整備を行う事業主に対して、費用の1/3を助成（上限額：障害者1人につき225万円）

○ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主であって、これらの障害者のために事業施設等の設置・整備を行うものに対して、費用の2/3を助成（上限額：5千万円）

障害者を介助する者の配置等を行った場合の助成措置

＜平成30年度支給実績：5.7億円（4,291件）＞

○ 障害者介助等助成金

障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者等の措置を行う事業主に対して、原則、費用の3/4を助成
 ・ 職場介助者の委嘱（上限額：原則1回1万円及び年150万円、支給期間：原則10年間）
 ・ 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱（上限額：1回6千円及び年28万8千円、支給期間：10年間）等

通勤の配慮を行った場合の助成措置

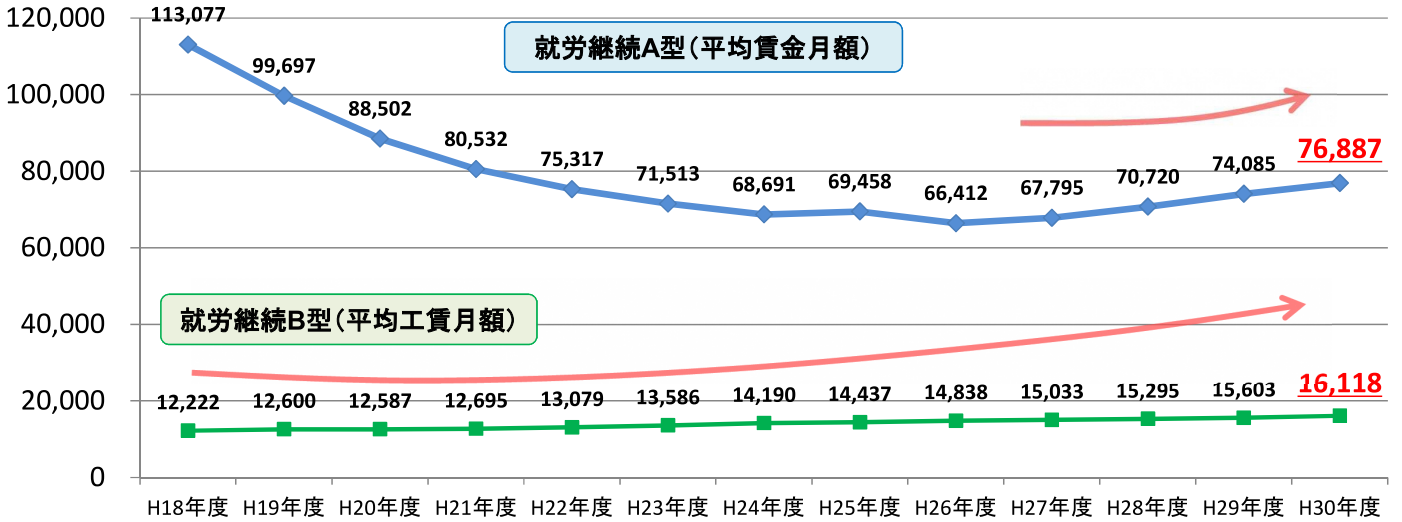
＜平成30年度支給実績：1.1億円（701件）＞

○ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主・団体に対して、費用の3/4を助成
 ・ 通勤援助者の委嘱（上限額：1回2千円及び交通費計3万円、支給期間：1月間）
 ・ 駐車場の賃借（上限額：障害者1人につき月5万円、支給期間：10年間）等

- 就労継続支援A型事業所の平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、**近年は増加傾向**。
- 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、**平成20年度以降、毎年増加**(H18→H30 31.9%増)。

令和元年11月25日現在



(※)平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金
平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援 A 型 都道府県別平均賃金月額の比較 (平成29年度、平成30年度)

令和元年11月25日現在

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率	都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
北海道	70,489	73,204	103.9%	滋賀県	84,750	84,006	99.1%
青森県	62,496	63,777	102.0%	京都府	88,148	90,025	102.1%
岩手県	75,144	79,343	105.6%	大阪府	76,493	78,855	103.1%
宮城県	71,476	73,738	103.2%	兵庫県	80,347	84,358	105.0%
秋田県	64,167	69,736	108.7%	奈良県	72,434	75,131	103.7%
山形県	72,994	75,615	103.6%	和歌山県	89,939	93,415	103.9%
福島県	69,917	74,823	107.0%	鳥取県	82,659	87,756	106.2%
茨城県	82,361	79,553	96.6%	島根県	84,631	88,312	104.3%
栃木県	66,095	68,179	103.2%	岡山県	75,096	78,548	104.6%
群馬県	66,511	68,442	102.9%	広島県	84,549	93,182	110.2%
埼玉県	70,379	72,909	103.6%	山口県	77,583	79,478	102.4%
千葉県	69,372	69,465	100.1%	徳島県	66,218	69,525	105.0%
東京都	90,407	94,429	104.4%	香川県	69,712	73,936	106.1%
神奈川県	78,869	80,508	102.1%	愛媛県	66,058	68,580	103.8%
新潟県	67,220	70,520	104.9%	高知県	88,205	88,488	100.3%
富山県	61,412	65,696	107.0%	福岡県	69,771	73,264	105.0%
石川県	67,889	70,175	103.4%	佐賀県	82,547	83,766	101.5%
福井県	79,910	82,891	103.7%	長崎県	82,339	85,967	104.4%
山梨県	66,261	69,775	105.3%	熊本県	69,621	72,271	103.8%
長野県	85,874	87,271	101.6%	大分県	78,807	81,467	103.4%
岐阜県	70,600	72,522	102.7%	宮崎県	61,392	62,776	102.3%
静岡県	71,575	77,663	108.5%	鹿児島県	66,547	69,722	104.8%
愛知県	76,269	79,065	103.7%	沖縄県	63,769	67,135	105.3%
三重県	72,171	72,959	101.1%	全国平均	74,085	76,887	103.8%

※ 就労継続支援A型事業所の平均

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

(円/月額)

就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額の比較（平成29年度、平成30年度）

令和元年11月25日現在

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率	都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
北海道	18,810	18,966	100.8%	滋賀県	18,156	18,722	103.1%
青森県	13,559	14,136	104.3%	京都府	16,724	16,034	95.9%
岩手県	18,982	19,363	102.0%	大阪府	11,575	12,009	103.8%
宮城県	17,862	17,490	97.9%	兵庫県	14,041	14,420	102.7%
秋田県	15,169	14,869	98.0%	奈良県	15,206	16,058	105.6%
山形県	11,016	11,651	105.8%	和歌山県	16,565	16,433	99.2%
福島県	14,602	14,758	101.1%	鳥取県	18,312	19,511	106.5%
茨城県	13,198	14,144	107.2%	島根県	19,133	19,672	102.8%
栃木県	16,612	16,949	102.0%	岡山県	14,160	14,741	104.1%
群馬県	17,139	17,662	103.1%	広島県	16,038	16,754	104.5%
埼玉県	14,517	14,530	100.1%	山口県	17,289	18,533	107.2%
千葉県	14,308	15,013	104.9%	徳島県	21,465	22,235	103.6%
東京都	15,752	16,078	102.1%	香川県	15,445	16,377	106.0%
神奈川県	14,047	14,696	104.6%	愛媛県	16,264	16,454	101.2%
新潟県	14,472	15,189	105.0%	高知県	19,694	19,889	101.0%
富山県	15,645	15,881	101.5%	福岡県	13,841	14,643	105.8%
石川県	16,552	17,175	103.8%	佐賀県	18,419	18,912	102.7%
福井県	22,312	21,829	97.8%	長崎県	16,389	16,759	102.3%
山梨県	15,741	16,665	105.9%	熊本県	14,490	15,100	104.2%
長野県	15,787	16,130	102.2%	大分県	17,101	17,977	105.1%
岐阜県	14,010	15,340	109.5%	宮崎県	18,585	19,218	103.4%
静岡県	15,675	16,285	103.9%	鹿児島県	16,174	16,438	101.6%
愛知県	15,297	16,738	109.4%	沖縄県	14,940	15,779	105.6%
三重県	14,915	15,561	104.3%	全国平均	15,603	16,118	103.3%

※ 就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃・賃金実績調査（厚生労働省調べ）

（円／月額）

全国の就労継続支援事業所における平均賃金・工賃月額上位10事業所（平成30年度）

就労継続支援A型 平均賃金月額TOP10

順位	都道府県	事業所	平成30年度対象者延べ人数	平成30年度平均賃金月額	(参考)平成29年度対象者延べ人数	(参考)平成29年度平均賃金月額
1	東京都	社会福祉法人東京コロニー 東京都葛飾福祉工場	413	309,821	438	296,985
2	東京都	社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場	293	285,011	280	264,844
3	京都府	社会福祉法人太陽の家 京都太陽の家 ワークセンター	783	218,149	801	203,852
4	茨城県	社会福祉法人自立奉仕会 茨城福祉工場	750	212,623	858	215,847
5	東京都	社会福祉法人東京コロニー コロニー東村山	141	201,587	132	202,785
6	愛知県	社会福祉法人こじま福祉会 こじまキャンパス	345	196,046	353	190,315
7	広島県	社会福祉法人清風会 みつや工場	858	194,475	850	194,966
8	和歌山県	社会福祉法スミヤ 和佐福祉工場	285	193,920	285	189,888
9	広島県	社会福祉法人清風会 吉田工場	474	193,792	450	191,157
10	和歌山県	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター 琴の浦福祉工場	405	187,670	390	191,975

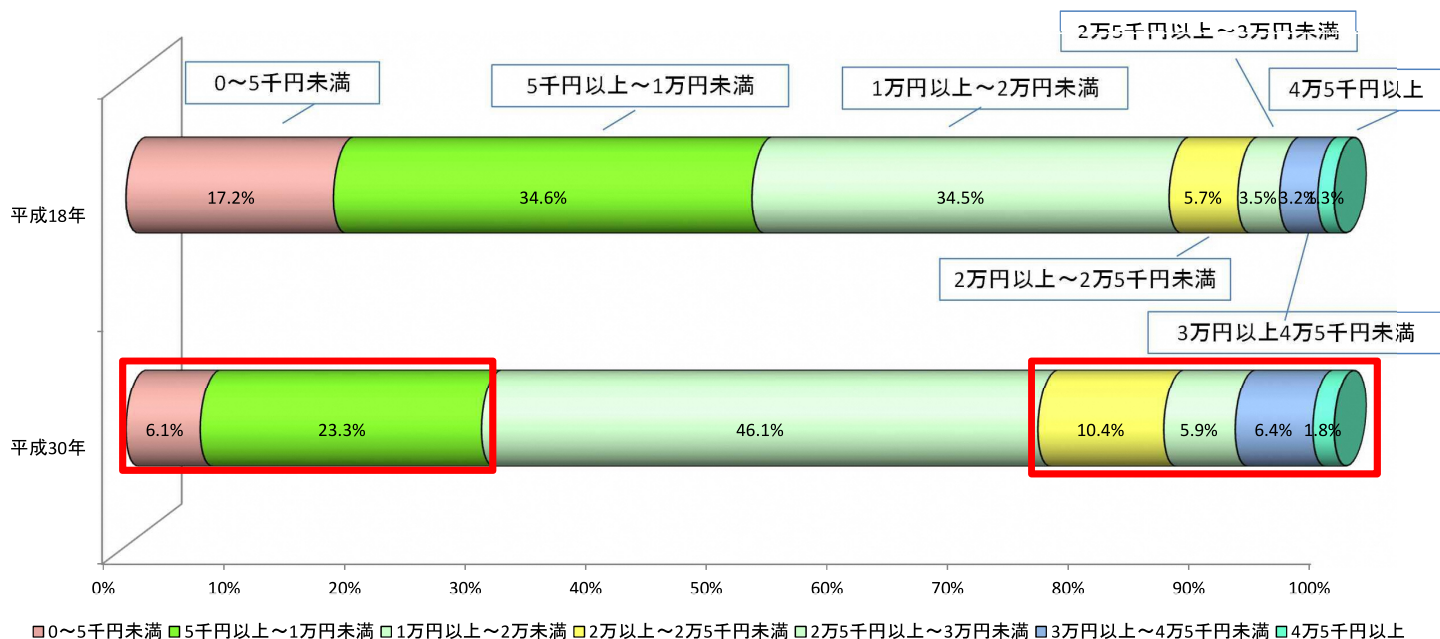
就労継続支援B型 平均工賃月額TOP10

順位	都道府県	事業所	平成30年度対象者延べ人数	平成30年度平均工賃月額	(参考)平成29年度対象者延べ人数	(参考)平成29年度平均工賃月額
1	東京都	社会福祉法人 武蔵野千川福祉会 チャレンジャー	357	102,701	364	98,629
2	兵庫県	社会福祉法人一羊会 すずかけ労働センター	353	95,490	339	96,113
3	愛知県	社会福祉法人AJU自立の家 わたちコンピュータハウス	197	92,003	165	99,010
4	埼玉県	社会福祉法人 日本失明者協会 盲人ホームあさひ園	176	85,739	177	90,311
5	東京都	社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター 東京ワークショップ	416	85,599	430	106,473
6	岩手県	社会福祉法人岩手視覚障害者福祉協会就労継続支援B型事業所 岩手マッサージセンター	132	85,023	135	92,643
7	北海道	株式会社 きむらクリーニング 多機能型事業所ぶりーと	288	84,620	257	84,433
8	福井県	社会福祉法人 北日野こもれび会 びーぶるファン	286	81,237	255	80,578
9	神奈川県	株式会社ジャパン Bluebee-Dream	180	80,446	0	0
10	北海道	社会福祉法人 江差福祉会 あすなるパン	584	77,449	600	83,333

(注) 平成30年度対象者延べ人数が120人以上の事業所を対象としています。

就労継続支援B型における工賃の状況

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は全体の24.5%に増加。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は、全体の29.4%に減少。



【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援A型事業所における経営改善の取組の周知

多くの就労継続支援A型事業所において、生産活動収入で賃金を支払われない現状

就労継続支援A型事業所の経営改善事例(平成29年度に経営改善計画を提出したが、年度中に **生産活動収支 \geq 賃金** を達成した20事業所)を取材、好事例集を作成、都道府県に周知した。(2019年)

(平成30年度障害者総合福祉推進事業「就労継続支援A型事業所の経営改善に関する調査研究」)



【事例】「ラポラーレ登米」(社福)ふれあいの里(宮城県登米市)

主な作業内容: クリーニング 利用者数 18名/定員18名 身体6名、知的6名、精神5名、発達1名

before

平成28年度	
生産活動収支	約1510万円
利用者賃金	約1818万円
経営赤字 給付費で補填	



ロットの小さい仕事も積極的に受注し大口注文につなげる。ホームクリーニングの仕事を受注する **販路拡大**

工程細分化して特性にあった業務提供、資格取得を奨励して手当を支給。

モチベーションUP



After

平成30年度	
生産活動収支	約2611万円
利用者賃金	約1972万円
経営黒字 給付費補填なし	

経営改善計画の策定

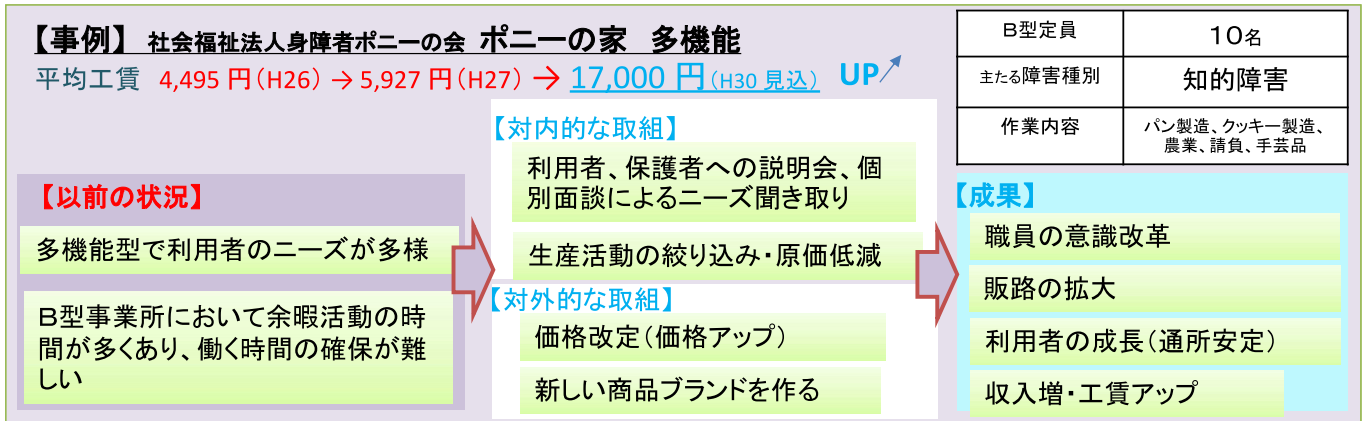
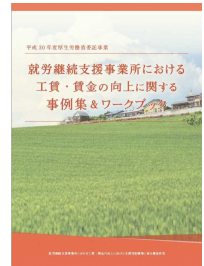
【出典】平成30年度障害者総合福祉推進事業「就労継続支援A型事業所の経営改善に関する調査研究」

就労継続支援 B 型事業所における工賃向上の取組の周知

就労継続支援B型事業所において、工賃向上の取組が進まない事業所が見られる

就労継続支援事業所において工賃倍増、生産活動収入が増加したなど、実際に**工賃の倍増等につながった実事例**を収集、整理し、**好事例集**を作成、周知した。(2019年)

(平成30年度厚生労働省委託事業「就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に関する事例集&ワークブック」)



【出典】平成30年度厚生労働省委託事業「就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に関する事例集&ワークブック」

市区町村の調達方針作成状況(平成30年度)

※平成31年3月31日時点

	対象市区町村	策定済み市区町村	未策定市区町村	策定割合
全国計	1,741	1,674	67	96.2%
北海道	179	145	34	81.0%
青森県	40	40	0	100.0%
岩手県	33	32	1	97.0%
宮城県	35	33	2	94.3%
秋田県	25	25	0	100.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	53	6	89.8%
茨城県	44	44	0	100.0%
栃木県	25	25	0	100.0%
群馬県	35	35	0	100.0%
埼玉県	63	63	0	100.0%
千葉県	54	54	0	100.0%
東京都	62	57	5	91.9%
神奈川県	33	32	1	97.0%
新潟県	30	28	2	93.3%
富山県	15	15	0	100.0%
石川県	19	19	0	100.0%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	27	0	100.0%
長野県	77	77	0	100.0%
岐阜県	42	42	0	100.0%
静岡県	35	35	0	100.0%
愛知県	54	54	0	100.0%

	対象市区町村	策定済み市区町村	未策定市区町村	策定割合
三重県	29	29	0	100.0%
滋賀県	19	16	3	84.2%
京都府	26	26	0	100.0%
大阪府	43	43	0	100.0%
兵庫県	41	39	2	95.1%
奈良県	39	39	0	100.0%
和歌山県	30	30	0	100.0%
鳥取県	19	18	1	94.7%
島根県	19	19	0	100.0%
岡山県	27	27	0	100.0%
広島県	23	23	0	100.0%
山口県	19	19	0	100.0%
徳島県	24	24	0	100.0%
香川県	17	17	0	100.0%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	33	1	97.1%
福岡県	60	60	0	100.0%
佐賀県	20	20	0	100.0%
長崎県	21	21	0	100.0%
熊本県	45	45	0	100.0%
大分県	18	18	0	100.0%
宮崎県	26	25	1	96.2%
鹿児島県	43	40	3	93.0%
沖縄県	41	36	5	87.8%

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)
 ※市町村には特別区を含む。

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

(平成25年度(法施行後)から平成30年度までの障害者就労施設等からの調達実績)

○ 調達実績は、全体の合計額について、法施行後、5年連続で増加。

(令和元年10月24日現在)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国	2,628	5.6億円	4,491	6.38億円	4,878	6.44億円	5,769	8.17億円	5,876	8.56億円	6,069	8.85億円	193	+0.30億円
独立行政法人等	3,062	6.9億円	4,474	8.24億円	5,052	9.96億円	5,819	10.40億円	6,847	13.15億円	6,866	13.56億円	19	+0.41億円
都道府県	14,596	21.4億円	18,368	25.91億円	21,537	26.71億円	23,640	25.16億円	24,814	27.51億円	26,320	24.77億円	1,506	-2.74億円
市町村	43,481	86.6億円	57,974	106.05億円	68,613	110.57億円	79,861	123.85億円	95,286	124.85億円	91,447	128.26億円	-3,839	+3.41億円
地方独立行政法人	1,150	2.5億円	3,751	4.67億円	2,783	3.55億円	2,001	3.57億円	2,213	3.90億円	9,649	2.96億円	7,436	-0.94億円
合計	64,917	123.0億円	89,058	151.25億円	102,863	157.23億円	117,090	171.15億円	135,036	177.93億円	140,351	178.41億円	5,315	+0.48億円

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績 (平成30年度)

(単位：千円)

	(参考) 平成29年度		平成30年度		(参考) 前年度比較			(参考) 平成29年度		平成30年度		(参考) 前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
北海道	606	140,834	697	116,176	91	▲24,657	滋賀県	547	27,217	554	31,989	7	4,772
青森県	206	48,113	209	47,005	3	▲1,109	京都府	174	47,739	170	52,910	▲4	5,171
岩手県	283	15,887	352	21,901	69	6,014	大阪府	631	170,606	729	172,245	98	1,639
宮城県	463	18,888	411	17,632	▲52	▲1,256	兵庫県	656	39,706	696	41,428	40	1,722
秋田県	18	11,809	24	9,511	6	▲2,298	奈良県	118	22,876	127	26,577	9	3,700
山形県	495	17,951	511	20,902	16	2,951	和歌山県	91	29,769	113	35,327	22	5,559
福島県	170	29,983	183	27,633	13	▲2,350	鳥取県	1,106	23,802	800	18,216	▲306	▲5,587
茨城県	460	21,616	448	24,134	▲12	2,518	島根県	500	31,989	613	37,339	113	5,350
栃木県	487	26,445	439	19,204	▲48	▲7,241	岡山県	347	18,731	324	20,127	▲23	1,397
群馬県	1,410	41,366	1,384	37,762	▲26	▲3,604	広島県	1,132	32,857	1,127	42,623	▲5	9,766
埼玉県	646	99,385	604	96,519	▲42	▲2,867	山口県	195	16,235	214	20,884	19	4,650
千葉県	272	20,944	195	14,884	▲77	▲6,061	徳島県	538	49,724	671	63,123	133	13,399
東京都	1,120	906,574	1,114	522,228	▲6	▲384,346	香川県	252	8,447	250	10,802	▲2	2,356
神奈川県	526	77,713	1,059	87,356	533	9,643	愛媛県	116	14,823	270	24,817	154	9,993
新潟県	1,287	49,472	1,100	42,193	▲187	▲7,278	高知県	1,395	39,058	1,233	35,242	▲162	▲3,816
富山県	937	8,350	1,007	11,600	70	3,250	福岡県	714	119,358	1,026	141,677	312	22,319
石川県	158	11,484	147	11,588	▲11	103	佐賀県	811	44,087	1,047	40,680	236	▲3,408
福井県	305	31,955	259	28,280	▲46	▲3,675	長崎県	169	17,463	152	27,864	▲17	10,402
山梨県	143	12,395	157	16,378	14	3,983	熊本県	235	24,955	298	32,598	63	7,643
長野県	563	31,769	591	35,671	28	3,902	大分県	456	47,057	528	66,872	72	19,814
岐阜県	310	31,953	347	38,568	37	6,614	宮崎県	127	105,567	106	102,745	▲21	▲2,822
静岡県	528	53,944	770	63,534	242	9,590	鹿児島県	2,293	14,863	2,535	22,038	242	7,175
愛知県	237	11,786	230	13,109	▲7	1,324	沖縄県	104	54,792	73	50,643	▲31	▲4,149
三重県	477	29,115	426	34,584	▲51	5,470	合計	24,814	2,751,452	26,320	2,477,118	1,506	▲274,334

(令和元年10月24日現在)

市町村による障害者就労施設等からの調達実績（平成30年度）

(単位：千円)

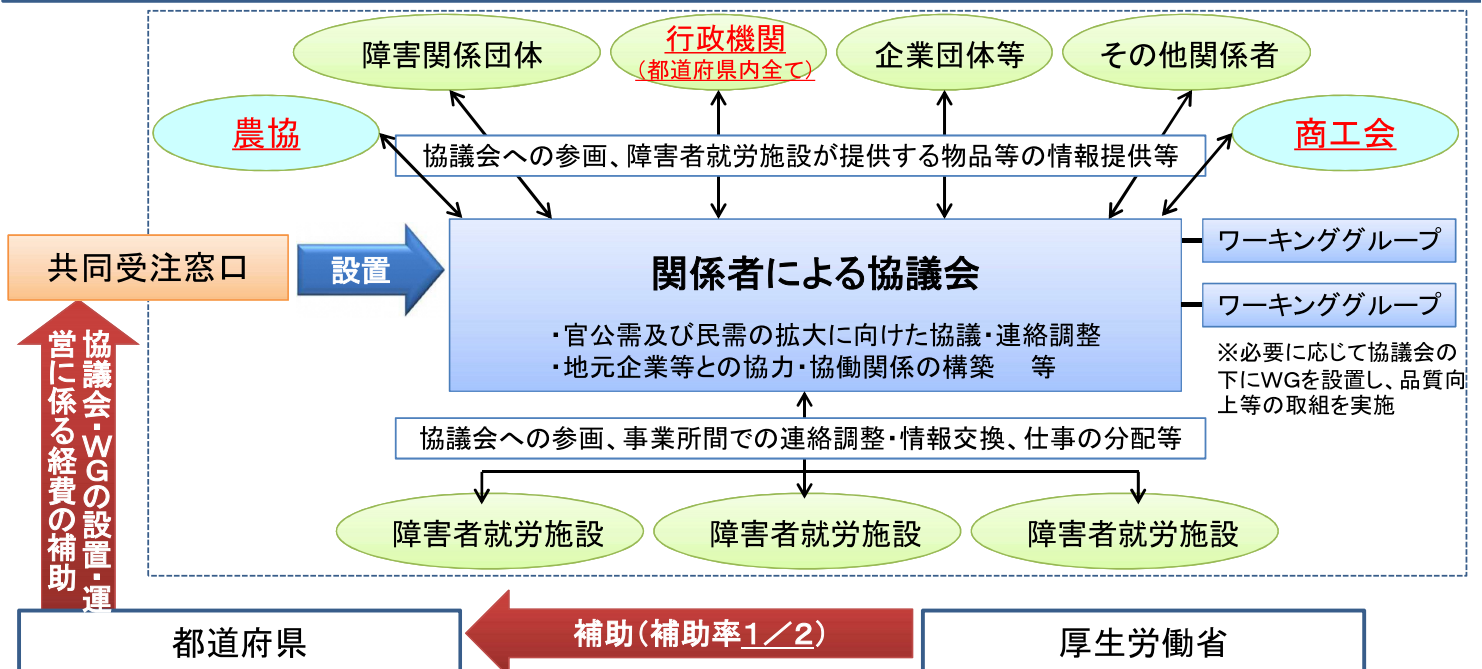
	(参考) 平成29年度		平成30年度		(参考) 前年度比較			(参考) 平成29年度		平成30年度		(参考) 前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
北海道	10,684	1,041,441	11,553	1,095,595	869	54,154	滋賀県	640	82,187	619	85,982	▲21	3,795
青森県	940	113,479	944	124,686	4	11,207	京都府	1,104	409,169	1,301	418,281	197	9,112
岩手県	1,084	61,475	1,113	64,342	29	2,867	大阪府	2,651	708,039	2,770	722,924	119	14,886
宮城県	5,693	133,535	5,754	145,663	61	12,128	兵庫県	1,772	1,092,959	1,457	933,040	▲315	▲159,919
秋田県	497	53,437	332	64,381	▲165	10,944	奈良県	478	57,391	390	60,700	▲88	3,309
山形県	1,195	52,124	1,245	50,389	50	▲1,735	和歌山県	522	120,843	832	114,476	310	▲6,367
福島県	952	48,269	5,136	64,297	4,184	16,028	鳥取県	847	81,880	813	85,500	▲34	3,620
茨城県	442	95,452	412	96,211	▲30	759	島根県	763	78,490	1,283	83,084	520	4,594
栃木県	672	59,296	838	62,563	166	3,267	岡山県	1,854	149,107	1,877	153,095	23	3,988
群馬県	1,371	178,101	1,519	177,811	148	▲290	広島県	627	212,545	676	220,883	49	8,338
埼玉県	1,007	468,021	1,180	482,823	173	14,802	山口県	760	156,216	779	170,738	19	14,522
千葉県	872	132,925	1,158	134,013	286	1,088	徳島県	632	36,932	667	40,909	35	3,977
東京都	6,160	2,540,328	6,832	2,665,222	672	124,894	香川県	879	67,190	985	54,058	106	▲13,132
神奈川県	1,863	349,821	1,839	393,338	▲24	43,517	愛媛県	587	56,616	553	56,186	▲34	▲431
新潟県	2,524	306,640	3,091	328,294	567	21,654	高知県	779	110,133	808	113,997	29	3,863
富山県	275	46,093	341	56,411	66	10,318	福岡県	2,439	644,886	8,377	673,769	5,938	28,883
石川県	677	73,892	599	82,641	▲78	8,749	佐賀県	413	85,161	488	92,003	75	6,842
福井県	678	130,714	553	138,721	▲125	8,007	長崎県	4,543	192,406	837	225,319	▲3,706	32,913
山梨県	424	24,360	531	27,267	107	2,907	熊本県	1,356	178,414	1,319	112,083	▲37	▲66,331
長野県	11,041	112,320	3,550	122,509	▲7,491	10,189	大分県	748	207,252	747	210,588	▲1	3,336
岐阜県	2,153	119,750	1,327	126,100	▲826	6,349	宮崎県	370	51,101	370	54,408	0	3,308
静岡県	9,372	236,751	2,132	240,799	▲7,240	4,048	鹿児島県	593	122,922	351	153,560	▲242	30,638
愛知県	8,071	911,498	9,375	930,783	1,304	19,285	沖縄県	742	235,709	1,157	247,482	415	11,773
三重県	540	57,694	637	68,349	97	10,655	合計	95,286	12,484,966	91,447	12,826,274	▲3,839	341,308

(令和元年10月24日現在)

見直し 共同受注窓口の機能強化事業

令和元年度予算額 24,442千円	→	令和2年度予算案 52,217千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 +27,775千円
----------------------	---	--------------------------------------	---------------------

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。
- 併せて、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うこととする。



障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するための取組

厚生労働省では、障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するため、以下を実施。

- 厚生労働省ホームページにおいて以下を周知
 - 各省庁の取組事例、障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（平成26年度から実施）
 - 都道府県、市町村における取組事例（平成28年度から実施）
 - 調達方針の未作成市町村名の公表（平成28年度から実施）
- 30年度からは、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、次の取組を実施
 - 市町村ごとの調達実績額（平成29年度分）の公表 ※国、都道府県の調達実績額は26年度（25年度分）から実施済
 - 国、都道府県、市町村等の担当・連絡先の公表
 - 各省庁における調達方針及び調達方針に定める目標一覧の公表
 - 都道府県が把握している、対象となる全国共同受注窓口一覧の公表
 - 各機関において創意・工夫等している取組事例の公表

※ 平成31年3、4月、各府省庁及び都道府県・政令市・中核市に対して、取組事例の提供に併せ、更なる取組推進を改めて依頼する通知を发出
- **新規** 今年度は新たに各府省と障害者就労施設等を「橋渡し」する取組（「障害者優先調達情報交換会」）を実施（令和元年10月28日（於：厚生労働省講堂））【別紙（次頁）】

【参考1】 公務部門における障害者雇用に関する基本方針（抄）（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）

3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

(3) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進

イ 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

- ・ 各府省は、障害者雇用の推進と併せ、障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する。
- ・ 具体的には、各府省は、調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組む。また、厚生労働省は、各府省に対し、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供する。これらの取組などにより各府省の調達の推進等に向けた取組を進める。

【参考2】 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について（抄）

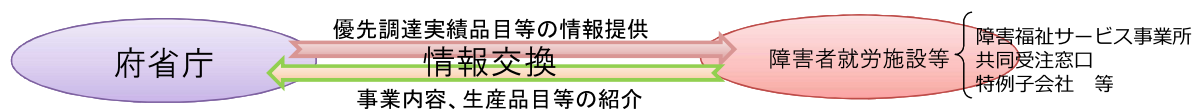
（平成31年3月19日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）

1. 障害者の採用・定着支援等について

(7) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、一層の推進を図る。

障害者優先調達情報交換会の開催（令和元年10月28日）

○ 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、初めての取組として、各府省庁と障害者就労施設等との「橋渡し」を目的に、府省庁の調達担当者と障害者就労施設等の担当者を集めた情報交換会を開催



第1部 障害者優先調達推進法の趣旨等の説明（厚生労働省）

第2部 各府省庁会計担当者と障害者就労施設等担当者の優先調達に向けた情報交換

（各府省庁） 23府省庁72名
 （各障害者就労施設等） 84名
合計156名 参加



情報交換の様子（於：厚生労働省講堂）

【参加者の声】

- 「共同受注窓口相談すれば、これまで発注できないと思っていた業務も発注できる見込みがあるとわかり、参考になりました」(府省庁)
- 「実際に障害者事業所の方と話すことができ、幅広く対応できる業務が分かり次回見積もりを依頼しようと思った」(府省庁)
- 「印刷関係の受注が多いということを知り、参考になった」(障害者就労施設等)
- 「地域別に開催してもらえると大変嬉しく思います。次回もこの様な機会を設けていただくとありがたいです」(障害者就労施設等)

構成

主査：厚生労働審議官 **副主査**：職業安定局高齢・障害者雇用開発審議官、社会・援護局障害保健福祉部長

主な検討事項(現段階のイメージ)

- ・ 障害者の就労支援全体の在るべき(目指すべき)姿
- ・ 地域の就労支援機関の連携の強化
- ・ 通勤支援の在り方
- ・ 職場等における支援の在り方
- ・ 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲
- ・ 障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の雇用者の評価
- ・ 就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い
- ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保の在り方 等

開催状況 ※1

第1回	令和元年7月25日	議事：(1)今後の検討の進め方について (2)その他
第2回	令和元年8月7日	議事：(1)障害者雇用と福祉の連携強化に向けた検討体制の充実(案)について (2)その他
第3回	令和元年10月2日	議事：関係者ヒアリング① (社会福祉法人りべるたす 理事長 伊藤佳世子氏(重度障害者の就労支援について))
第4回	令和元年10月7日	議事：関係者ヒアリング② ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 副統括研究員 春名由一郎氏 (海外事例について))
第5回	令和元年10月18日	議事：(1)分身ロボットカフェの視察について (2)その他
第6回	令和元年11月12日	議事：関係者ヒアリング③(公益社団法人全国背髄損傷者連合会(代表理事 大濱 真氏)、一般社団法人日本ALS協会(会長 嶋守 恵之氏)(通勤支援や職場等における支援等の在り方について))
第7回	令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング④(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合(会長 竹下義樹氏)(同上))
第8回	令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング⑤(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会(会長 阿部一彦氏)(同上))
第9回	令和元年12月13日	議事：関係者ヒアリング⑥(一般社団法人日本経済団体連合会(労働政策本部長 正木義久氏)、日本労働組合総連合会(総合労働局長 仁平章氏)(同上))
第10回	令和元年12月24日	議事：(1)教育分野との連携について ※2 (2)その他 ※文部科学省との意見交換
第11回	令和2年2月3日	議事：(1)今後の障害者就労支援施策について (2)その他

※1 PTでの検討状況については、適宜、社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会に報告、議論
 ※2 教育分野との連携については、PTのもと、両省担当者間で引き続き検討を進める予定

参考

主な検討の視点

	<備考>
○ 雇用率制度の在り方について <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定雇用率の段階的な引上げに関する検討(引上げ幅・時期) ・ 対象障害者の範囲について(就労能力の判定の仕組み等/手帳所持者以外の支援の在り方/週10時間未満労働者の取扱い) ・ 雇用率制度における就労継続支援A型事業所の利用者の評価 ・ 精神障害者である短時間労働者に関するカウントの特例について ・ 中高年齢層等、長期継続雇用の評価について ・ 除外率制度について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J E E D 調査 (令和元年度とりまとめ) ・ 雇用福祉連携PT ・ J E E D 調査 (令和3年度とりまとめ) ・ J E E D 調査 (令和2年秋中間とりまとめ)
○ 納付金制度の在り方について <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業に対する障害者雇用調整金及び障害者納付金制度の適用範囲の拡大 ・ 大企業及び就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の在り方 ・ 障害者雇用納付金財政の調整機能について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用福祉連携PT
○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別禁止及び合理的配慮の提供の実施状況の把握について ・ 短時間勤務制度の措置の検討 ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保について ・ 通勤支援、職場における支援の検討 ・ 障害者の就労支援全体の在るべき(目指すべき)姿、地域の就労支援機関の連携の強化 ・ 教育との連携、雇用・年金・福祉等の諸制度間の連携 ・ 公務部門における障害者雇用の促進 ・ 中小企業における障害者雇用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J E E D 調査 (令和2年秋中間とりまとめ) ・ 雇用福祉連携PT ・ 雇用福祉連携PT ・ 雇用福祉連携PT ・ 雇用福祉連携PT

第95回労働政策審議会障害者雇用分科会(令和2年2月14日)資料3-1

7 訪問系サービスについて

(1) 入院中の重度訪問介護の利用について

平成 30 年 4 月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分 6 の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとされたところであるが、病院等の側においてそのことが理解されておらず、利用者が入院時にヘルパーの利用を認めてもらえないといった声が寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知）により、「看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない」とされているところであり、これは、保険医療機関等による当該付き添いに係る諾否を要せず入院中の支援者の付き添いが可能であることとされたものである。その取扱いについては、地方厚生局等を通じて各医療機関に周知を図っているところであるが、各都道府県・市町村におかれても、医療関係部局と連携の上、病院等へ制度の周知にご協力いただきたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等の職員と十分に調整した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。

(2) 同行援護について

同行援護アセスメント調査票については、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）の別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表のうち視覚障害に関する基準が平成 30 年 7 月 1 日に改正されたことを受けて、「厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示を 12 月 27 日付

で改正したところ。

改正後の告示に基づく同行援護アセスメント調査票の施行時期は令和 2 年 4 月 1 日しているので、事務に遺漏なきよう取り扱われたい。

(3) 行動援護について

① 行動援護従業者養成研修等カリキュラムの見直し

行動援護従業者養成研修及び重度訪問介護従業者養成研修カリキュラムについては、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。)の告示を 12 月 27 日付で改正したところ。

改正後の告示に基づくカリキュラムの施行時期は令和 2 年 4 月 1 日としているため、予めご承知おき願いたい。

なお、周知期間を確保する観点等から、令和 3 年 3 月 31 日まで改正前の告示に基づくカリキュラムによる研修を実施しても差し支えない取り扱いとする経過措置を設けている。

② 支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 171 号) 第 36 条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるので、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

③ 従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあっては行動援護従業者としてみなす措置を設けているが、当該措置は令和 3 年 3 月 31 日までの経過措置である。

このため各都道府県におかれては、この経過措置期間中に、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を受講することを促進し、経過措置経過後も行動援護従業者として確保されるよう努められたい。

また、現在、行動援護従業者養成研修及び強度行動障害支援要請研修(基

礎研修及び実践研修)の受講状況等に関する調査を行っているところであり、結果がまとまり次第、追って周知することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

(4) 訪問系サービスの従業者の養成について

① 居宅介護等従業者の養成について

居宅介護等従業者の養成については、各都道府県において実施され、地域生活支援事業により、その経費の補助を行っているところであるが、居宅介護事業所等においては、依然として従業者が不足している状況にある。

各都道府県においては、多くの人材に研修を受講していただけるよう、開催場所や回数等に配慮の上、引き続き、従業者養成研修の着実な実施をお願いしたい。

② 資格取得の勧奨について

訪問系サービスの質の向上のため、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては引き続き勧奨されたい。

(5) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 支給決定事務における留意事項について【関連資料1】

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定

められた支給量によらずに支給決定を行う場合)として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 重度訪問介護等の適切な支給決定について【関連資料2】

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」(平成19年2月16日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

(ア) 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者にどのような支援が必要かを個別具体的に判断すべきものであり、一律に3時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

(イ) 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

(ウ) 利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。

短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

(エ) また、利用者から「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。」といった声が寄せられているところである。

重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

なお、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位変換、排泄介

助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うよう、管内市町村へ周知されたい。

イ 一方で、同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。

居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

③ 居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成 20 年 4 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

④ 支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行うこととされている。

これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」（平成 19 年 3 月 23 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で既にお示ししているところであるが、平成 30 年度にこの通知を改正し、改

めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

(6) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

平成 30 年度より地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施しているところである。

本事業は、重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）において必要な支援が受けられずに修学を断念することがないように大学等において、修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものである。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本事業の趣旨等を踏まえ重度障害者の修学（入学予定を含む）先の大学等と連携し積極的な実施について周知するようお願いしたい。

なお、令和 2 年度より当該事業の対象となる大学等に専修学校及び各種学校も追加する予定であるため、ご承知おき願いたい。

事 務 連 絡

平成19年4月13日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

障害福祉課

障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく支給決定事務については、平成18年6月26日障害保健福祉関係主管課長会議等において、①適切かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが望ましいこと、②支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること、③支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと等その取扱いに係る留意事項をお示ししているところです。

各市町村におかれましては、これまでお示ししていることに十分留意していただきたいと考えておりますが、特に、日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、適切な支給量の設定にご留意いただきますよう、よろしく願いいたします。

平成19年2月16日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

重度訪問介護等の適正な支給決定について

平素より障害者自立支援法の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスについては、平成18年10月に再編を行ったところですが、障害の状態やニーズに応じた支給決定が適切に行われるよう、下記の点に留意いただきたく、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課訪問サービス係

電 話 03-5253-1111 (内線 3038)

F A X 03-3591-8914

記

1 居宅介護について

居宅介護は、短時間（1回当たり30分～1.5時間程度が基本）集中的に身体介護や家事援助などの支援を行う短時間集中型のサービスであり、その報酬単価については、所要時間30分未満の身体介護中心型など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。

2 重度訪問介護について

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものであり、その報酬単価については、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。

3 重度訪問介護等の支給決定にかかる留意事項

(1) 重度訪問介護については、

- ・ 1日3時間以上の支給決定を基本とすること
- ・ 1日に複数回の重度訪問介護を行った場合には、これらを通算して算定することとしているが、これは、1日に提供されたサービス全体でみた場合に、「比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供」されているほか、1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについても、基本的には、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであり、例えば、短時間集中的な身体介護（見守りを含まない）のみが1日に複数回行われた場合に、単にこれらの提供時間を通算して3時間以上あるようなケースまでを想定しているものではないこと。

- (2) このため、上記の重度訪問介護の要件に該当する者であっても、サービスの利用形態によっては、重度訪問介護ではなく居宅介護の支給決定を行うことが適切である場合があること。